

平成23年3月15日

## 東北地方太平洋沖地震の被災による納付猶予について（第3報）

今般、厚生労働省より平成23年東北地方太平洋沖地震の被災状況に鑑み、全保険者の被災状況及び今後の納付金等の納付予定を確認するとともに、納付が困難となる場合にあっては、納付猶予等、適切に対応するよう、本年3月11日付けをもって事務連絡を受けたところです。

つきましては、東北地方太平洋沖地震による被災のため、納付猶予を必要とされる場合にありましては、支払基金あてにご連絡をお願いします。

納付金等            前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、老人保険拠出金、  
退職者給付拠出金、介護給付費・地域支援事業支援納付金

### 1 納付猶予の手続き

納付猶予を申請する保険者から提出された申請内容を支払基金において審査し、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、当該保険者に対し、納付猶予の通知を行います。

### 2 納付猶予期間

猶予期間については、納付すべき期限から1年以内の期間。

『本件に関するお問合せ先』

03-3591-7441（代表）

- ・高齢者医療関係    高齢者医療部 金井（内線410）FAX 03-3591-7563
- ・老人保健関係    高齢者医療部 高野（内線407）FAX 03-3591-7563
- ・退職者医療関係    退職者医療・介護保険部 小泉（内線437）FAX 03-3580-6143
- ・介護保険関係    退職者医療・介護保険部 三浦（内線461）FAX 03-3500-3686